

○益田市文化財保護条例

平成16年10月22日

益田市条例第156号

改正 平成17年3月30日条例第17号

益田市文化財保護条例(昭和37年益田市条例第13号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、市内にある文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条第1項各号に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群をいう。

(財産権等の尊重)

第3条 益田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(指定)

第4条 教育委員会は、市内にある文化財(国指定又は県指定文化財を除く。)のうち、市にとって重要なものを益田市指定文化財(以下「市指定文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするときは、教育委員会はあらかじめ益田市文化財保護審議会の意見を聴くものとする。

3 無形文化財を第1項の規定により指定するときは、教育委員会は無形文化財の保持者を認定しなければならない。

4 第1項の規定による指定をするときは、教育委員会はあらかじめ指定しようとする文化財の所有者又は保持者の同意を得なければならない。

(解除)

第5条 教育委員会は、市指定文化財がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、益田市文化財保護審議会の審議を経て、その指定を解除することができる。

2 市指定文化財について国又は県の文化財指定があったときは、市指定文化財は、解除されたものとする。

(告示及び通知)

第6条 教育委員会は、第4条による指定又は前条による解除をしたときは、その旨を告示するとともに所有者又は保持者に通知しなければならない。

(管理)

第7条 市指定文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく教育委員会の指示に従い市指定文化財を管理しなければならない。

2 市指定文化財の所有者は、特別の事情があるときは、市指定文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 市指定文化財の所有者は、管理責任者を選任し、又は解任したときは、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所有者の変更等)

第8条 市指定文化財の所有者は、その所有権を移転しようとするときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定文化財の所有者、管理責任者又は保持者(以下「所有者等」という。)は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第9条 市指定文化財が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者等は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第10条 市指定文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者等は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(補助)

第11条 市指定文化財の管理又は修理若しくは復旧に要する経費について、市は、文化財の所有者等に対して予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、管理又は修理若しくは復旧に関し必要な条件を付することができる。

3 市指定文化財のうち特に価値の高いもので衰亡するおそれのあるものに対しては、教育委員会は、伝承者の養成、資材のあっ旋その他適当な助成の措置を講じ、保持者その他保存に当たることを適当と認める者に対して、市は、予算の範囲内でその保存に要する経費を補助することができる。

(勧告)

第12条 管理が適当でないため市指定文化財が滅失し、又はき損し、若しくは盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、文化財の所有者等に対し管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 市指定文化財が滅失し、又はき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、文化財の所有者等に対し、その修理又は復旧について必要な勧告をすることができる。

(現状変更)

第13条 所有者等は、市指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、当該行為に関し必要な指示をすることができる。

(公開)

第14条 教育委員会は、市指定文化財の所有者等に対し、一定期間を限って行う公開に供するため、市指定文化財を出品することを勧奨することができる。

(調査)

第15条 教育委員会は、必要と認めるときは、市指定文化財の所有者等に対し、市指定文化財の現状又は管理、保存、修理若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる。

(技術的指導)

第16条 教育委員会は、市指定文化財の所有者等に対し、市指定文化財の管理、修理、保存又は復旧に関し技術的指導をすることができる。

(文化財保護審議会の設置)

第17条 教育委員会に益田市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置

く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第18条 審議会は、委員7人で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(服務)

第22条 委員は、非常勤とする。

(報酬及び費用弁償)

第23条 委員に報酬及び費用弁償を支給する。

2 報酬及び費用弁償の額及びその支給方法は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年益田市条例第19号)の定めるところによる。

(規則への委任)

第24条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「編入日」という。)前に、編入前の美都町文化財保護条例(昭和49年美都町条例第17号)又は匹見町文化財保護条例(昭和50年匹見町条例第21号)に基づき指定された町指定文化財は、この条例の相当規定により指定された市指定文化財とみなす。
- 3 編入日以後に最初に任命される委員の任期は、第19条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。
- 4 第21条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会の会議は、市長が招集する。

附 則(平成17年3月30日条例第17号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。